

## 市民事業等支援制度の検討方向

課 題	検 討 内 容	市民事業等審査専門委員会での主な意見要旨	検 討 方 向
目 的	「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」にある目的との整合性をどう図るか。	5か年計画の目的との整合性は必要	「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の趣旨に沿った活動を行う団体等の様々なニーズに幅広に対応する方向で検討を進める。
対 象 団体等	水源環境保全・再生に関する自主的な活動を行っている(予定している)団体やグループに限定するか。 個人を対象に含めるか。 民間企業を対象に含めるか。	個人の活動の評価は難しく、結果が見えてこない気がする。 民間企業の環境保全活動を支援する必要がない。 民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めてはいけない。 山梨県に活動拠点を置く団体も対象に含めたほうがよい。 活動の実績や今後の活動の継続性が確保されたほうがよい。 学生も対象に含めてよいのではないか。	民間企業、任意団体、学生団体等も対象に含めるなど対象の幅を広げ、多くの団体やグループを対象に含めていく。 個人は、活動の支援対象ではなく、別枠で表彰やコンクールなどによる支援の必要性等の検討を行う。
対象活動	直接的な効果が見込まれるものに限定するか。 普及啓発、調査研究、技術開発などを対象に含めるか。 営利目的の活動を対象に含めるか。 すでに補助を受けている活動を対象に含めるか。	直接的効果が見込まれるものに限定せずに、普及・啓発、調査・研究は対象活動に含めたほうがよい。 普及・啓発活動は県民会議やフォーラムで行っていくべき。 教育・啓発活動も現場で行っているものは対象にしてよいのではないか。 民間企業は対象に含めるべきだが、営利目的の活動は含めてはいけない。 営利目的の活動を対象に含めるのは疑問 公平性の点から一度補助を受けている団体は対象外としたほうがよい。 すでに補助を受けている団体も対象にしてよいが、審査段階で勘案する。	環境保全活動だけでなく、調査・研究活動も対象に含めていくが、普及・啓発活動は県民会議や県民フォーラムで行う。 民間企業は対象に含めるが、営利目的の活動については、対象外とする。 すでに補助を受けている団体でも幅広に受け付けて、審査段階で勘案するなどの考慮をする。
活動地域	水源保全地域内の取組に限定するか。 水源保全地域外の活動も含めるか。 県外上流域での活動も含めるか。 県外に活動拠点を置く団体を対象に含めるか。	山梨県での活動も対象に含めたほうがよい。	山梨県での活動についても、検討を進める。
限度額	補助限度額及び補助率に上限を設定するか。 事業規模や対象活動によって限度額に区分を設定するか。	限度額は設定したほうがよい。	限度額には上限を設定するが、補助率や限度額の区分については、今後検討を行う。
支援期間	より多くの団体へ支援することや、行政の支援からの自立化を促すことを考慮し、同一事業の補助回数(年数)に上限を設定するか。	5か年計画で進んでいることを踏まえ、上限を設定する必要がある。	5か年計画での事業ということを踏まえ、補助回数や上限について、今後検討を行う。
審査	どのような方法(例えば書類選考、代表者面接、公開プレゼンテーション)により審査を行うか。 事業規模や団体の活動実績などによる区分を設定し、審査方法に差異を設けるか。 対象事業によっては、他の専門家の参加が必要か。		今後、具体的な検討を行う。
その他	事後評価を行うか。 成果の公表をどうするか。 既存の制度との住み分けをどうするか。 地区の割り振りをどうするか。	事後評価や成果の公表は行わなければいけない。 中間報告・評価も含めて行うべき。	中間報告、事後評価、成果の公表は必要となるが、具体的な方法については、今後検討を行う。

財政面以外の支援	行政や企業との協働事業について検討すべきか。 水源環境保全・再生分野で取り組むNPO等の創出を視野に入れた仕組みづくりも必要か。	調査・研究は、行政等との協働事業まで行うべきでそれも含めるべき。 20年のスパンでは必要かもしれないが、5か年計画のなかでは創出までは無理ではないか。 目的税をどう使うのかという仕組みづくりを優先するべきで、ここまで考える必要はないのではないか。	財政面以外での支援、特に協働事業の必要性については、広く意見を聞きながら今後検討を行う。 NPOの創出を視野に入れた仕組みづくりの必要性については、協働事業の必要性と併せて、今後検討を進めていく。
----------	---	---	---

水源環境保全・再生かながわ県民会議  
市民事業等審査専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業等審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関する事
- (2) 対象事業の審査に関する事

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、企画部土地水資源対策課において処理する。



(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

市民事業等支援制度の検討に係る想定スケジュール（案）

	月	会議開催予定	専門委員会での検討内容	作業予定
19	4	第1回県民会議 専門委員会	検討課題、検討スケジュール、類似の制度・活動事例等	 <ul style="list-style-type: none"> <li>類似の制度や活動事例等の収集・整理(県・市町村・他県の類似制度の状況)</li> <li>論点整理や専門委員会の運営方法や制度についての提案の収集</li> </ul>
	5			
	6			
	7	専門委員会 第2回県民会議	論点の整理	
	8	専門委員会	制度の検討(対象活動、対象団体、限度額等)	
	9	専門委員会	制度の検討(対象活動、対象団体、限度額等)	
	10	専門委員会 第3回県民会議	基本方針の検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">H20年度当初予算要求案作成</div>
	11			
	12			
	1	専門委員会	審査基準や募集方法の検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">H20年度当初予算案に係る記者発表</div>
	2	専門委員会	募集要綱等の検討	
	3		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">H20年度当初予算の議決</div>	
20	4	専門委員会 第1回県民会議	20年度の進め方の検討	 <ul style="list-style-type: none"> <li>募集開始</li> <li>審査</li> <li>支援開始</li> </ul>
	5			
	6			